

条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ(6)中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。